

平成31年1月11日

岡崎市長 内田 康宏 様

岡崎市行政不服審査会

会長 中 根 克 弘

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定に基づく処分に係る審査請求について（答申）

平成30年9月21日付け30介第1782号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、平成30年2月27日、岡崎市長（以下「処分庁」という。）に対し障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項に基づく指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）の指定を申請（以下「本件申請」という。）した。
- 2 処分庁は、岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会審査部会からの諮問結果を踏まえ、岡崎市が定めた指定基準の一つである、主として担当する医師又は歯科医師については、「適切な医療機関における従事年数が5年以上あること」の要件に該当しないことを理由として、平成30年3月20日付けで本件申請を却下する処分（平成30年3月20日付け29障第1344号。以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、処分庁に対し、本件処分を不服とする審査請求を行った。
- 4 審査庁は、平成30年9月21日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして諮問した。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が従前勤務していた【A】は、〇〇〇〇院長が透析専門指導医であったこと及び平成〇年〇月の日本透析医学会に対する教育関連施設の認定申請時点以前においても教育関連施設として認定されるに足る条件を満た

す医療機関であったことから、「適切な医療機関」として日本透析医学会の教育関連施設等に該当している。また、【A】勤務時の実績として自立支援医療（更生医療）要否判定意見書（人工透析用）の作成実績が年間20件ほど、10年で200件ほどある点を考慮してほしい。

よって、審査請求人は上記基準を満たすものとして、申請について再度の審査を求める。

#### 第4 処分庁の主張の要旨

以下の理由により、本件処分は、法令及び処分庁が定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）の指定に関する基準（以下「本件指定基準」という。）に基づき適切に処理し、決定した処分である。

- 1 【A】は日本透析医学会の教育関連施設として認定されておらず、同【A】が平成〇年〇月に名称変更した後の【B】は平成〇年〇月に日本透析医学会の教育関連施設の認定をされているが、審査請求人は同認定直前の平成〇年〇月に同【B】を離職しており、審査請求人は「適切な医療機関」における従事年数が5年以上ではない。
- 2 ところで、そこでの5年以上の従事年数が必要とされる「適切な医療機関」とは、大学専門教室（大学院を含む）、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等と判断される（本件指定基準の3（2）。なお、この基準は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知（平成18年3月3日付け障精発第0303005号）の指定自立医療機関（育成医療・更正医療）指定要領の第2 指定（変更）審査の3（2）と同様のものである。）。
- 3 それぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等の「等」については、学会によっては教育病院及び教育関連病院以外の名称で同様の医療機関を認定している可能性を考慮したものであり、認定されていない医療機関でも教育病院又は教育関連病院と同じように「適切な医療機関」に含めることができるという可能性を含んだものではない。

#### 第5 審理員意見書の要旨

別紙のとおり、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきである。

#### 第6 審査庁の裁決についての考え方

審査庁は、本件審査請求は棄却すべきであり、その理由は審理員意見書

に記載のとおり、としている。

## 第7 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

平成30年9月21日 諮問書の受理

平成30年10月24日 第1回審議

## 第8 審査会の判断

当審査会の判断理由は、以下のとおりである。

### 1 前提事実

- (1) 処分庁は、法第59条第1項に基づく指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）の指定（以下単に「指定」という。）権限を有する行政機関である。

処分庁は、本件指定基準を定め、指定に際しての審査基準（行政手続法第5条第1項）としている。

- (2) 審査請求人は、平成〇年に医師免許を取得した後、平成〇年〇月～平成〇年〇月の間は【A】にて、同年〇月～平成〇年〇月の間は【B】にて、それぞれ勤務し、平成〇年〇月に【C】を開設して現在に至っている。

- (3) 【A】は平成〇年〇月に医療法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に合併され、同年〇月、【B】に名称変更した。

【A】は、一般社団法人日本透析医学会による「認定施設」又は「教育関連施設」の認定を受けたことはない。【B】は、平成〇年〇月〇日に一般社団法人日本透析医学会による「教育関連施設」の認定を受けた。

- (4) 本件申請について処分庁から意見を求められた岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会審査部会は、平成30年3月8日、医師を主要な部会員として本件申請について審議を行い、審査請求人については本件指定基準の3（2）の要件を満たさず、指定自立支援医療機関として指定することは不相当である旨の意見を議決した。処分庁は、この意見を聴いた上で、本件処分を行った。

### 2 法第59条第2項第4号「指定自立支援医療機関として著しく不相当と認めるものであるとき」の解釈について

処分庁は、本件指定基準に基づき、審査請求人が法第59条第2項第4号「指定自立支援医療機関として著しく不相当と認めるものであるとき」に該当するものとしてその指定の申請を拒否する本件処分を行ったものと解される。つまり、処分庁は同号の解釈として本件指定基準を設けているも

のと解されるため、以下、処分庁のこのような判断の適否（同号の解釈に際し行政庁に裁量が認められるか、裁量が認められるとしてその逸脱又は濫用はないか）について検討する。

(1) 解釈における処分庁の裁量の有無

この点に関する処分庁の裁量の有無については、法の規定文言のみならず、法制度及び当該条項の趣旨・目的、当該処分の性質（処分を受ける相手方の権利性の有無）等諸般の事情を考慮して判断するのが相当と考える。

ア 法の文言

(ア) 法第59条第2項は、指定拒否事由として、

- 「① 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。
- ② 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、自立支援医療の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第63条の規定による指導又は第67条第1項の規定による勧告を受けたものであるとき。
- ③ 申請者が、第67条第3項の規定による命令に従わないものであるとき。
- ④ 前3号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定自立支援医療機関として著しく不相当と認めるものであるとき。」

と4つの事由を規定しており、都道府県知事（指定都市・中核市においてはその長。以下同じ）は、これら4つの指定拒否事由のいずれかに該当する場合に限って、その指定を拒否できるものとしている。

これらの指定拒否事由のうち、①～③の拒否事由は、その規定文言からみて、その内容は一義的に明白である。他方、④の拒否事由は、「指定自立支援医療機関として著しく不相当と認めるものであるとき」と、その内容が規定文言からは一義的に明白ではなく、解釈によって初めて内容を確定することができる不確定な概念といわざるを得ないことから、この点について都道府県知事に解釈の裁量の余地を認めているものと解される。

(イ) また、法は、申請者が一定の刑事処分を受けている場合や5年以内に指定取消処分を受けている場合等の都道府県知事が「指定をしてはならない」場合について規定を設けているが（法第59条第3項において準用する第36条第3項）、それにとどまらず法第59条第

2項で都道府県知事が「指定をしないことができる」場合を定めている。すなわち、法は、自立支援医療機関の指定をするのが適切な医療機関であるかないかの判断をする裁量を都道府県知事に与えているものと解するのが相当である。

#### イ 法及び制度の趣旨・目的

法は、「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図る」ことをその目的の一つとしている（法第1条）。

そして、この目的を達成するための制度の一つとして、法は、自立支援医療の公費負担制度を設けている。これは、障がい者等の心身の障がいの軽減を図り自立した日常生活・社会生活を営むために必要な医療を自立支援医療とし（法第5条第24項）、都道府県知事が指定した医療機関の中から市町村等が定めた指定自立支援医療機関において、市町村から医療の種類ごとに支給認定を受けた障がい者等が医療の給付を受けた場合、当該障がい者等の医療給付に係る自己負担額を原則として1割とし、これを超える部分については公費負担とするというものである。なお、自立支援医療のうち、身体障がい者手帳の交付を受けた者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実な治療の効果が期待できる者（18歳以上）を対象とするものを「更生医療」（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第1条の2第2号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の18）、身体に障がいのある児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実な治療の効果が期待できる児童（18歳未満）を対象とするものを「育成医療」（政令第1条の2第1号、省令第6条の17）という。

このように、自立支援医療の公費負担制度の趣旨が、法の目的である障がい者及び障がい児の福祉の増進にあることからすれば、指定自立支援医療機関の指定においても、指定権限を有する都道府県知事には同視点（障がい者及び障がい児の福祉の増進という公益目的）からの考察を行う裁量が認められるものと解するのが相当といえる。

#### ウ 当該条項（法第59条第2項）の趣旨・目的

上記アのように、法第59条第2項は、都道府県知事が指定を拒否できる場合を定めている。自立支援医療の公費負担制度の趣旨（自立支

援医療の給付によって障がい者等の心身の障がいの軽減を図り、自立した日常生活・社会生活を営めるようにすることで障がい者等の福祉に資するべく、当該自立支援医療に係る費用の一部を公費にて負担すること）に鑑みれば、法第59条第2項の趣旨は、公益に照らして、当該医療機関で受けた医療の費用を公費で負担するにそぐわない医療機関であると都道府県知事が判断する場合には、都道府県知事は指定を拒否できることとしたものと解される。

そうすると、公費負担制度の趣旨に照らして指定をするのが適切な医療機関であるかないかを判断するについて、都道府県知事には一定の裁量が認められて然るべきものと思料される。

#### エ 指定を受ける権利の有無

他方、医療機関にとって指定を受けることの意義を検討すると、もとより指定を受けなくとも医療機関としての運営が可能であることは言うまでもない。また、例えば保険医療機関の指定に関しては、我が国においては国民皆保険制度が採用されていることから、その指定申請をした医療機関の開設者には保険医療機関の指定を受ける法律上の権利ないし法的利益があるものとされているが（鹿児島地裁平成11年6月14日判決）、法に基づく指定自立支援医療機関制度は健康保険制度に比して一般的に患者のほとんどが利用している制度とまではいえない。そのため、医療機関にとって本件の指定は、保険医療機関の指定とは異なり「死活問題」となる程のものとは認めがたい。

そうすると、少なくとも、指定処分を受けることについて、保険医療機関指定に係るのと同程度の権利ないし法的利益があるとまでは考えにくい。

#### オ 小括

以上より、法の文言及び規定態様、法及び自立支援医療の公費負担制度並びに法第59条第2項の趣旨及び目的並びに医療機関にとっての指定を受ける権利性の有無に鑑みると、法は、法第59条第2項第4号「指定自立支援医療機関として著しく不相当と認めるものであるとき」に関し、指定権限を有する都道府県知事（処分庁）に、いかなる判断基準によって同号該当性を判断するかについてその合理的な裁量に委ねているものと解するのが相当である。

したがって、処分庁が法の趣旨に沿った判断基準を定め、その基準に従った判断がなされている以上は、当該判断基準自体あるいは当該判断基準に基づく判断において著しく不合理な点がある場合に限り、その裁量の逸脱又は濫用として当該判断が違法となると解される。

以下、この点について検討する。

(2) 本件指定基準による解釈の適否

処分庁は法第59条第2項第4号「指定自立支援医療機関として著しく不相当と認めるものであるとき」の基準として、本件指定基準を定めている。そのため、まずは本件指定基準に著しく不合理な点がないか（下記ア）、次に本件指定基準に基づく判断に著しく不合理な点がないか（下記イ）について検討する。

ア 本件指定基準の合理性

(ア) 本件指定基準の概要

本件指定基準は、

「1 原則として現に更生医療の対象となる身体障がい者の治療を行っており、かつ指定自立支援医療機関療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号。以下「療担規程」という。）により、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。

2 自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うのに十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。（中略）

3 自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

(2) それぞれの医療の種類の種類につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後から通算して5年以上あること。

適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさすものであること。

(3) 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件のほか、次の事項についても審査すること。

ア・イ 略

ウ 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上であること。

エ～キ 略」

と規定し、基準1では、診療拒否の禁止、診療録や帳簿の作成・保存義務等を定めた療担規程を充足するなど指定自立支援医療機関としての実質面で要求すべき基準を、基準2では医療スタッフ等の人的体制及び設備面で要求すべき基準を、そして基準3では医療給付を行う常勤の「自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師」について技術面で要求すべき基準を設けている。

(イ) 本件指定基準3(2)の合理性

a 本件指定基準3(2)の趣旨・目的の合理性

本件において問題となる本件指定基準3は、前述のとおり医療給付を行う常勤の「自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師」について要求される基準である。具体的には、医籍登録後に「適切な医療機関」において一定年限以上の研究及び診療従事経験を積んでいること(本件指定基準3(2))に加え、当該医療の専門分野での一定以上の臨床実績を有すること(同(3))としている。

このような本件指定基準3が設けられた趣旨及び目的について検討すると、自立支援医療において障がい者及び障がい児に対し給付される医療に一定水準の質を確保することにあるものと解される。自立支援医療の公費負担制度が前述のように福祉的観点から設けられたものであること、及びそれ故に、その対象となる身体障がい者が「確実な治療の効果が期待できる状態のもの」(省令第6条の17及び第6条の18)とされていることからすれば、自立支援医療で給付される医療に一定水準以上の質が担保される必要性を認めることには、いずれも合理性があると考えられる。

b 本件指定基準3(2)の相当性

次に、上記目的を達成するための手段として、医療給付を主として担当する医師又は歯科医師について、研究及び診療従事経験並びに臨床実績を要求すること(本件指定基準3(2))の相当性を検討する。

(a) 本件指定基準3(2)は、医籍登録後に「適切な医療機関」において一定年限以上の研究及び診療従事経験を積んでいることとし、「適切な医療機関」とは、大学院を含む大学専門教室、医師法上の臨床研修指定病院の他、「それぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等」と定めている。

この点、医師が給付する医療が一定水準を満たしているか否かについては、究極的には、当該医師が診療した相当数の患者



の特徴・状態及び経過等個別の事情を詳細に分析して初めて判断可能なものと考えられる。しかしながら、そのような判断には当該医療の専門分野に関する相当高度な分析・判断能力が要求されることとなり、少なくとも指定権限を有する都道府県知事（処分庁）が指定の申請を受ける度にこれを的確かつ迅速に判断することは困難であるといわざるを得ない。また、申請者にとっても個別事情のみから指定の可否が判断されることがなると、指定基準に客観性がないために結果の予測可能性を欠き妥当でないといえる。

そのために、本件指定基準3（2）は、「適切な医療機関」における一定年限以上の研究及び診療従事経験の有無という、客観的に明白な基準を設けたものと解される。そして、大学院を含む大学専門教室、医師法上の臨床研修指定病院の他、「それぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等」を「適切な医療機関」として規定している。

- (b) ここで、医師が給付する医療の水準が一定水準を保つために、「適切な医療機関」における経験の有無を問うという趣旨からすれば、「適切な医療機関」とは、（他に本件指定基準3（3）も充たす必要はあるが）当該医療機関での一定年限以上の研究・医療従事経験がある医師であるならば、その給付する自立支援医療の水準を担保するに足る教育を受け、医療従事経験を積んできたものと判断することに相当程度の合理性が認められるような医療機関であることが要求されて然るべきと思料される。

この点、本件指定基準は「それぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等」と定めている。現在の日本の医療分野においては、医学の高度化及び専門分野の細分化に伴い、研究調査とその発表による知識の交換・情報の提供及び医師等の医療従事者の指導教育を通じて当該医療分野全体における医療水準の向上に資すること等を目的として、各種の学会が（多くは一般社団法人として）設立されている。そして、当該学会においては、定款や規則等を定め、学会登録医師の知識や経験等に応じて「認定医」「専門医」及び「指導医」の認定制度を設け、あわせて登録医師等がその認定を受けるために教育・臨床経験を修得するための「教育病院」及び「教育関連施設」の認定制度を設けているのが一般的

である。

そして、当該医療分野における専門的教育・研究を通じて医療水準の向上を目指すという上記学会の設立趣旨及び各学会が当該医療分野における専門性に関しては最高峰と言えるのが一般的であることからすれば、こうした学会による認定を受けた「教育病院」「教育関連施設」における勤務経験は、当該医療分野における医療従事者の教育・臨床経験の習熟度を計る客観的かつ合理的な基準になりうると解して差し支えないものと考えられる。例えば、本件で問題となった医療の専門分野は透析医学であるが、同分野の関係学会としては一般社団法人日本透析医学会がある。同学会は、その「専門医制度規則」において、「教育病院」に相当する「認定施設」として認定される要件として病床数や診療科目数の外、「原則として身体障害者福祉法の規定による更生医療担当医療機関（腎機能障害）として指定を受けていること」、「指導医1名以上および専門医1名以上が常勤し、かつ指導医の中から定められた教育責任者のもとに、十分な教育体制がとられていること」、「研究カリキュラムの一環として、透析療法の臨床研究を行うために必要な諸設備（中略）を有し、常時その利用が可能であること」、「教育行事（症例検討会、抄読会、死因検討会など）が定期的で開催されていること」等の要件を定めている（第34条。加えて、同認定には原則として5年間の有効期間が設けられている。第43条第2項）。また、専門医制度規則施行細則において、「教育関連施設」として認定される要件として、病床数の外、「1名以上の専門医が常勤すること」、「教育行事（症例検討会、抄読会、死因検討会など）が定期的で開催されていること」、「教育行事については認定施設と定期的な交流があること」等の要件を定めている（第9条）。このように、相当に厳格な要件を充たして初めて学会から「認定施設」「教育関連施設」としての認定を受けられる（かつその要件を具備し続けなければならない）実情からは、これらの施設で一定期間勤務して教育・臨床経験を修了した医師であれば、一定以上の水準の医療を提供できるものと解することに相当の合理性が認められると考える。

そうすると、関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院での一定年限以上の研究・医療従事経験がある医師であるならば、その給付する自立支援医療の水準を担保するに足る教育を受け、医療従事経験を積んできたものと判断するこ

とに相当程度の合理性を認めてよいものと解され、本件指定基準3(2)における「適切な医療機関」の定義付けは、指定自立支援医療機関制度の趣旨に適う合理的なものであるといえる。

c 小括

以上より、本件指定基準3(2)の趣旨・目的(公費負担にて給付される自立支援医療の水準を担保すること)は、自立支援医療の制度趣旨(障がい者及び障がい児の福祉増進)に鑑みて妥当なものといえ、合理性が認められる。また、その手段としての本件指定基準3(2)が求める要件(「適切な医療機関」における一定年限以上の研究・医療従事経験を有すること)にも一定の合理性が認められ、相当なものといえる。

(ウ) 結論(本件指定基準に著しく不合理な点がないかについて)

以上より、本件指定基準3(2)は、都道府県知事が限られた時間の中で公平、客観的かつ典型的に指定の適否を判断するための判断基準として合理的なものといえる。同基準が法の趣旨に照らして著しく不合理な点があるとすべき事情は認められないことから、本件指定基準3(2)には裁量の逸脱又は濫用があるとまでは認められない。

イ 本件指定基準に基づく判断(本件処分)の合理性

(ア) 本件では、上記1(前提事実)(2)及び(3)において認定したとおり、審査請求人が以前勤務していた【A】が「適切な医療機関」に該当した事実はなく、【B】が一般社団法人日本透析医学会により「教育関連施設」に認定されて「適切な医療機関」に該当したのは平成〇年〇月〇日以降であるため、審査請求人が同年〇月までこれらの医療機関で勤務した実績をもって本件指定基準3(2)を充足するとは認められない。

したがって、審査請求人は本件指定基準3(2)の要件を充たしていないものといえる。

(イ) なお、「適切な医療機関」として、本件指定基準3(2)が上述のとおり大学院を含む大学専門教室、医師法上の臨床研修指定病院の他、「それぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等」と定めていることに関し、審査請求人は、自身が従前勤務していた【A】は院長が透析専門指導医であったことや、日本透析医学会に対する教育関連施設の認定申請時点(平成〇年〇月)以前においても教育関連施設として認定されるに足る条件を満たす医療機関であったこと等から、「適切な医療機関」に該当するとし、自身が本件指定基準3(2)を充たす旨主

張しているものと解されるため、以下この点について検討する。

確かに、本件指定基準3(2)の「関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連施設等」との文言上は、例示列举であり、他に学会等の認定を経していない医療機関も「適切な医療機関」と認める余地があるようにも読める。

しかしながら、このように解すると、当該医療の専門分野における関係学会によって「教育病院、教育関連施設等」との認定を受けていない医療機関について、その実態（病床数のみならず、指導者たる医師の有無、教育体制（症例検討会等の教育行事や他の教育病院・教育関連施設等との連携の有無・程度等））を詳細に調査・検証した上で、学会による認定を受けた「教育病院、教育関連施設」と同等の教育能力を有するか否かの判断を指定権限を有する都道府県知事が行わなければならないことになる。これは、上記ア(イ)に既述の「当該医師が給付する医療が一定以上の質を保っているか否か」という判断と同様に、医療の専門分野における相当高度な分析・判断能力が要求されるものであり、少なくとも指定権限を有する都道府県知事（処分庁）が指定の申請を受ける度にこれを的確かつ迅速に判断することは困難であるといわざるを得ない。また、申請者にとっても個別事情のみから指定の可否が判断されることとなると、指定基準に客観性がないために結果の予測可能性を欠き妥当でないといえる。

そうすると、本件指定基準3(2)の「教育病院、教育関連病院等」にいう「等」は、関係学会によっては教育病院及び教育関連病院以外の名称で同様の医療機関を認定している可能性を考慮したものに過ぎず（現に、上述のとおり日本透析医学会においては「認定施設」「教育関連施設」とされている。）、指定権限を有する都道府県知事において医療機関の教育能力に関する実態的判断を行うものではないという処分庁の見解（上記第4・3）が著しく不合理なものとはいえないと考える。

加えて、本件申請については、医師を主要な構成員とする岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会審査部会がその適否について審議し、審査請求人を指定自立支援医療機関と指定することは不相当である旨の意見を議決し、その意見を踏まえて本件処分がなされていることや、指定の申請者において指定を受けることにつき権利ないし法的利益を有するとまで認められないこと（上記(1)エ）もあわせて鑑みれば、処分庁において本件処分をするに当たり、医療の専門分野における審査請求人の医師としての知識や技能・経験、

あるいは、審査請求人が過去に医療に従事した医療機関の実態について、個別具体的な検討を加えていないことや、上記審査請求人主張の事情の真偽に立ち入るまでもなくこれを考慮していないことをもって、本件処分に著しく不合理な点があるということはできないし、他にこの結論を左右する特段の事情も認められない。

(ウ) 結論（本件指定基準に基づく判断に著しく不合理な点がないかについて）

以上より、本件処分（本件指定基準の適用）に関し、処分庁の判断に著しく不合理な点があるとは認められない。

#### ウ 結論

よって、本件においては、本件指定基準自体及び本件指定基準に基づく判断（本件処分）のいずれに関しても、著しく不合理な点があるとは認められない。

#### (3) 結論

以上より、本件指定基準自体及び本件指定基準に基づく法第59条第2項第4号の解釈・適用判断（本件処分）のいずれにおいても、著しく不合理な点があるとは認められず、処分庁の裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

よって、本件処分に違法・不当な点はない。

#### 3 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、他に違法又は不当な点は認められない。

#### 4 結論

よって、本件審査請求には理由がなく、本件処分には他にこれを取り消すべき違法・不当な点は認められないから、当審査会は、第1記載のとおり判断する。

以 上

別紙 略